

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
富山県西礪波郡福岡町
- 2 構造改革特別区域の名称
福岡町次世代を育む子育て支援のまちづくり特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
富山県西礪波郡福岡町全域
- 4 構造改革特別区域の特性

(1) 区域の概要

富山県福岡町は、富山県の最北西部に位置し、面積 58.76 平方キロメートルの長楕円形をなす。北西側の 7 割は山間地域であり、約 3 割の平野部の中央西よりを一級河川小矢部川が北東に流下している。

鉄道交通においては J R 北陸本線が、道路交通においては国道 8 号線がいずれも平野部を小矢部川右岸を並行して走っており、また、平成 8 年 3 月には能越自動車道福岡 I C が完成し、小矢部 J C T において北陸自動車道に連結している。(関係資料 図 1)

昭和 15 年に旧福岡町、山王村、大滝村が合併し福岡町となり、さらに昭和 29 年の大合併により福岡町、西五位村、五位山村が合併、また、赤丸村を編入し、現在の姿に至る。この 6 町村が現在各地区として一定のコミュニティを形成しており、また、幼稚園、保育所の設置においての単位となっている。(関係資料 図 2)

(2) 人口の増加と少子化の進展及びその地域差

人口については、昭和 30 年から 40 年まで都市への流出が見られ減少傾向にあったが、その後増加に転じ、平成元年以降は民間による宅地の開発により、隣接市からの転入があるなど、さらに増加を見ている。平成 12 年の国勢調査において、人口増加率は県下でも上位にある。(関係資料 表 1)

出生率については、昭和 40 年以降昭和 50 年までは、第 2 次ベビーブームもあり、上昇傾向にあったものの、年々出生率は低下し、平成 13 年における合計特殊出生率は、1.17 まで低下している。国(1.33)、富山県(1.40)と比較しても、少子化の傾向は著しい。(関係資料 表 2)

さらに、各地区ごとにおいて、少子化の傾向に著しい偏りが生じている。これは、平成元年以降において民間による住宅団地の開発が行われた地域と、そうではない地域との間に、差が生じたものである。(関係資料 表3)

(3) 就業構造の変化及び女性の社会進出

福岡町の就業者については、昭和40年においてはその半数が第1次産業に従事していたが、現在においては、約5%に過ぎない。第2次産業又は第3次産業へと、就業構造が変化している。

女性についてはより顕著であって、昭和40年には就業者の63%が第1次産業に従事していたのが、現在では5%未満となっており、女性の就業者の増加、とりわけ、第2次産業又は第3次産業への就業が著しく増加している。(関係資料 表4)

このことは、福岡町の女性が、従前は自家での農業に就業をしていたのが、被雇用者として就業するようになったことを意味している。女性の社会進出が著しく進んだといえる。

(4) 保育、就学前教育に対するニーズの多様化

女性の社会進出が進んだ結果、保育所及び幼稚園に対する住民のニーズが大きく変化している。

次のような事項が、幼児教育に対するニーズとして確認されており、保護者のニーズが多様化していることがわかる。

(平成10年7月実施 保育等サービスに関する実態調査 フリートーク)

幼稚園でも一時的に預かって欲しい。

就職選考範囲が広くなり家計も助かるので、土日の全日保育を実施して欲しい

病気の子供を見てくれる病棟や、保育所が欲しい

親の病気や育児リフレッシュのため短期間、あるいは週に2、3日子供を預かる一時保育を実施して欲しい

一時保育の実施やすべての保育所において0歳児を預けられるようにしてほしい

2時間程度、子供を見てくれる施設が欲しい。

3歳未満児の保育を充実してほしい。

(5) 区域内における施設設置の現状と問題点

福岡町には、保育所2箇所、幼稚園5箇所を設置している。すべて公立である。(関係資料 表5)

少子化とその地区較差、女性の社会進出、住民ニーズの多様化を背景として、次のような問題を生じている。

女性の社会進出等を背景として、保育所に対するニーズが高く、幼稚園の園児が減少してきている。同一の年齢で10名を下回る場合も多く、異年齢による学級の編成を余儀なくされて、集団も小さくなることから、児童の社会性や自主性の涵養にも支障が生じている。

小規模である幼稚園においては、運営において著しいコスト高が見られる。他の公立幼稚園を設置している類似規模の自治体の平均と比較して、一園当たりの入園者、職員1名当たりの園児数のいずれもが、約半数となっている。

地方財政状況調査に基づく「類似団体別市町村財政指数(平成15年3月)」による類似団体数82団体の内、37団体が幼稚園を設置している

指標	福岡町	類似団体平均
設置幼稚園数	4	2.7
一園あたりの入園者数	38	63
職員1名あたりの入園者数	9	16

休園中の幼稚園を除く

保育所に対するニーズの増加に対応しきれない状況にあって、広域入所による他の市町村での受入児童が毎年増加してきている。

(6) 幼稚園と保育所の再編整備計画

平成12年度に福岡町幼・保一体化再編整備計画策定検討委員会を組織し、今後の福岡町における「幼稚園と保育所の一体化に関する基本的な考え方について(最終答申)」を受け、今後、共用化指針に添って幼稚園と保育所の一体的な施設の整備を進めることとの提言を得ている。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 保育所と幼稚園の一元的な運用を行う「幼児学園」への再編

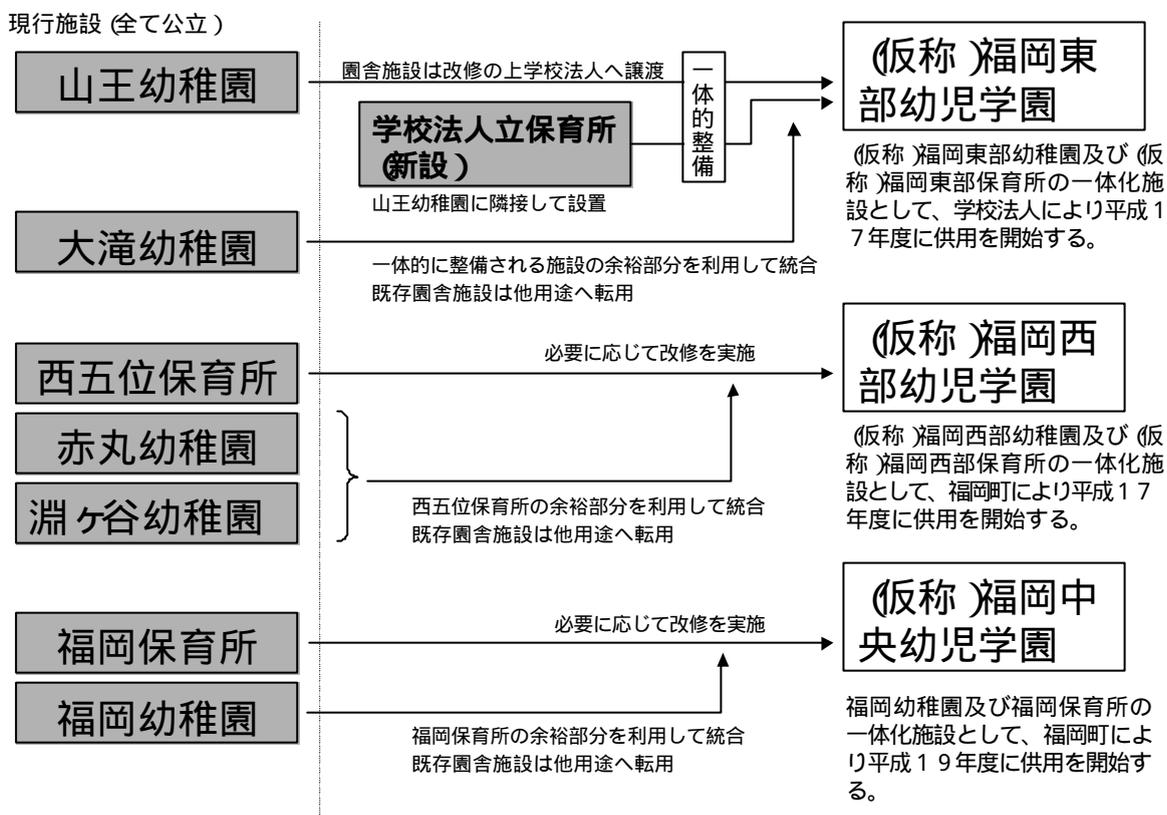
今後、保育所に対するニーズの増大に対応するための、保育所の新設と、併せて、既存の幼稚園及び保育所の再編を行い、共用化指針に基づく3箇所の一体化施設に統合し、その運営を一元的に実施するのが「幼児学園構想」である。

この3箇所の一体型施設については、1箇所を学校法人による設置とし、2箇所については、町が設置する。

幼児学園は、保育所を基本にし、一体的に幼稚園を設置するものであって、保育所の定数の範囲内において幼稚園児の合同保育を行う。

また、一体的に設置される幼稚園においては、幼稚園に在籍しない保育所児を含めて教育するものとなる。

3箇所への幼児学園への再編計画については、次のとおりである。



(仮称)福岡東部幼児学園

設置主体 学校法人

供用開始予定日 平成17年4月1日

整備方法

現山王幼稚園に隣接して、学校法人が施設を整備。また、福岡町が、現山王幼稚園を改修し、改修後はこれを学校法人に譲渡する。

本施設の供用後は、現在の大滝幼稚園については、この幼児学園に統合し、既存園舎はその用途を変更していく

(仮称)福岡西部幼児学園

設置主体 福岡町

供用開始予定日 平成17年4月1日

整備手法

現西五位保育所を改修する。本施設の供用後は、現在の赤丸幼稚園及び淵ヶ谷幼稚園については、この幼児学園に統合し、既存園舎はその用途を変更していく。

(仮称)福岡中央幼児学園

設置主体 福岡町

供用開始予定日 平成19年4月1日

整備手法

現福岡保育所を改修する。本施設の供用後は、現在の福岡幼稚園について、この幼児学園に統合し、既存園舎はその用途を変更していく。

(2) 幼児学園における施設の整備、職員の配置等

施設の整備は、共用化指針に基づき行う。なお、施設及び設備については、保育所児と幼稚園児の合計数によって、児童福祉施設最低基準、幼稚園設置基準のいずれをも満たした施設とする。

職員の配置については、児童福祉施設最低基準が幼稚園設置基準を上回っており、児童福祉施設最低基準により配置する。また、幼児の保育、教育に直接携わる職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、また、保育士と幼稚園教諭を兼務する。

(3) 幼児学園の運営

福岡町幼児学園には、幼稚園部と保育所部の2部を設ける。幼稚園部においては満3歳から5歳までの幼児を、また、保育所部においては0歳から5歳までの乳幼児を受け入れる。

幼稚園部は満3歳の4月1日から入園が可能である。

保育所部は、保育に欠ける状況があるときに入園が可能である。

幼児学園においては、3歳以上の幼稚園児、保育所児は区別することなく混合して学級編成を行う。施設備品の利用についても区別はしない。

職員は、幼稚園部又は保育所部の区別をすることなく担当する。

施設における幼児の活動時間は、次のとおりとする。

幼稚園部 午前9時～午後1時30分

保育所部 午前8時30分～午後4時30分

3歳児以上の幼児については、幼稚園部の幼児の活動時間中には、幼稚園部又は保育所部の所属の区別をすることなく、一体として保育所保育指針に添った保育を実施する。また、教育に係る事項については幼稚園教育要領に基づいて実施する。

午後1時30分以降は、保育所部の幼児が午睡やおやつの時間などの保育を通じて、午後4時30分まで過ごす。

時間外保育は、原則として保育所部に属する幼児のみを対象とする。

早朝保育 午前7時～午前8時30分

延長保育 午後4時30分～午後8時

幼稚園部の幼児についても、臨時で時間外保育を受けることは可能とするが、あくまでも臨時であって、一定期間継続した状態は、保育に欠ける状況があるものとして、保育所部に移ることになる。

幼稚園部は、土曜日を休園とする。また、夏季休業期間を設ける。保育所部については、土曜日の保育を実施し、夏季休業期間は設けない。

幼児学園の運営

	保育時期	活動時間	休園期間	延長保育	各種行事
幼稚園部	3歳児から 5歳児	9:00～ 13:30	夏季休業 冬季休業 春季休業	原則なし	合同実施
保育所部	0歳児から 5歳児	8:30～ 16:30	冬季休業 春季休業 希望保育実施	早朝保育 延長保育	合同実施

幼児学園の日常運営プログラム

時間	保育所部		幼稚園部
	0歳～2歳児	3歳～5歳児	
7:00～8:30	早朝保育に対応	早朝保育に対応	
8:30～9:00	登園	登園	
9:00～11:30	保育指針による保育	保育指針及び幼稚園教育要領による合同保育 それぞれの発達段階に応じて、次の内容によって合同活動を実施する。 健康に関する事項 着衣や排泄の訓練 / 戸外での運動 / 遊具による運動 など 人間関係に関する事項 自立性の涵養、感情表現 / 遊具等の共用 / 地域住民との交流 など 環境に関する事項 身近な自然や事象への関心 / 生命の大切さ など 言葉に関する事項 あいさつなど基本 / 意思、感情の表現 / 物語等を通じての想像力 など 表現に関する事項 書く、作ることへの関心 / 音楽やリズム及び関連した身体表現 など	
11:30～13:00	給食	給食	
13:00～15:00	午睡等	午睡、又は保育	学級活動の後、降園
15:00～16:00	間食など	間食など	
16:00～20:00	降園 必要に応じて延長保育	降園 必要に応じて延長保育	

(4) 入所手続き等の一元化の必要性

幼児学園においては、保育所部の入所に係る手続きは保育の実施に係る事項であり、町長の権限に属する事務となる。また、幼稚園部への入園については、学校教育に関する事項であり、教育委員会の事務に属するものである。

しかし、住民の視点からは、同一の施設への入所に関する事項であり、その窓口が複数あることは、住民にとって不自然なことである。

このことを解決し、住民にわかりやすい幼児学園への入所手続きを実現するためには、保育所部幼稚園部の別を問わず同一窓口で取り扱うことが望ましい。そのためには、民生部門と教育委員会の密な連携によって、幼児学園への入所に関する事務は、教育委員会に一元化することが必要である。

また、幼児学園における幼児の就学の記録については、教育委員会にて一元的に管理されることになる。これを小学校での教育における児童毎の基礎資料として役立てることになり、就学前教育と初等教育の連携を深め、児童個々のケアある幼児教育、初等教育の実現にも資するものである。

(5) 官民一体となつての、新しい子育て支援対策の推進

本構造改革特別区域計画は、次の点で、官民一体となつての新しい子育て支援対策のあり方を示すものである。

学校法人による幼稚園と保育所の一元的な運営

既に構造改革特別区域計画による幼稚園と保育所の一元的な運営は、全国的にはいくつかの自治体で進められている。また、学校法人によって、幼稚園と保育所の一体的な経営が進められている事例もある。しかし、学校法人によって幼稚園と保育所の一元的な運営を行っている事例は見られていない。

女性の社会進出が進み、保育所に対するニーズが高くなり、また、保護者のニーズも多様化する現状にあつては、今後、学校法人が幼稚園と保育所を併せて運営していく形態は、全国的に増加するものと考えられる。

この構造改革特別区域計画による幼児学園の運営方法は、全国的なモデルケース、特に、学校法人による運営の方法として、先進的な事例を示すものである。

「新しい公共管理」による住民サービスの提供と行政改革の推進

この構造改革特別区域計画は、学校法人による運営を導入し、併せてそのことで、自治体が提供する公共サービスとの間に競争の原理を導入することになり、その結果、効率性や顧客志向の導入などに結びついていく。公共側と学校法人側のいずれにも、相互により質の高いサービスを安く提供するための一層の努力が求められることになる。

こうした考え方は、今日の「新しい公共管理（ニュー・パブリック・マネジメント）」の考え方に沿ったものであり、子育て支援対策、特に幼稚園又は保育所の運営に関して、多様化していく住民ニーズに対応を図りながらも、

その経営の改革を進め、行政運営の効率化を図っていく点で、新しい考え方に沿った、先進的なものである。

少子化の時代における就学前教育のモデルケース

幼稚園と保育所の機能については、次のことから双方の機能が類似してきている状況にある。

- ・ 幼稚園においては、女性の社会進出等に伴って、時間の延長等のニーズが高まっている。(保育所機能への求め)
- ・ 保育所においても、少子化に伴って、保護者には「小学校就学前の教育の充実」に対する期待が増えている。(幼稚園機能への求め)

こうしたことから、双方の長所を取り入れつつ、しかも、その入所や就学、就園の記録を一元的かつ継続的に一貫管理していくことを可能とするのが、この構造改革特別区域計画であり、就学前教育との連携までを視野に入れることで、より総合的な少子化対策の推進として、特徴的なものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

福岡町次世代を育む子育て支援のまちづくり特別区域における構造改革特別区域計画の目標は、次のとおりである。

(1) 低年齢からの保育や延長保育が求められ、幼稚園においても預かり保育が実施されるなど、保育と幼児教育の基本的な考え方に差違はあるものの、幼稚園と保育所の機能は類似してくる傾向にある。

幼児学園では、教育機関としての幼稚園と、児童福祉施設としての保育所の双方の利点を取り入れて、保護者の多様化するニーズに、一つの施設で対応していくものである。

(2) 従来の「幼稚園」「保育所」では、保護者の就業状況の変化その他の家庭環境の変化によって、施設を移る必要が生じた。幼児学園においては、同じ施設において保育所部と幼稚園部の切替によって対応することになる。施設を移ることなく、また、同じ教諭、保育士が継続的に児童を担当することが可能である。

このことは、幼児にも保護者にも安心感をもたらすとともに、個々の児童の状況に継続して配慮し、一貫したケアを実現することが可能となる。

(3) 保育所及び幼稚園における職員配置基準については、これを保育所にお

ける職員の配置基準に一律化し、その勤務条件についても統合を図ることとなる。あわせて、従来の小規模な幼稚園における非効率的な職員配置は解消されることになり、効率的な職員配置を実現し、行政改革の推進を図る。

(4) 幼児学園の運営においては、その窓口は幼稚園部保育所部の区別なく一箇所とし、教育委員会に一元化する。住民にわかりやすい行政の実現を図るとともに、就学前教育と初等教育との連携も図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 人口推計上は、今後も少子化の傾向は進むものと考えてはいるが、構造改革特別区域計画の実施により、幼児学園への入所者数については、現状の町立の保育所及び幼稚園の入所者数と、概ね同数からやや上回るまでのことになると推計している。(関係資料 表6)

特に、現在広域入所により近隣市において約70名の児童が受入られているが、本計画の実施によって、約20名まで減少する見込みである。

また、今後一層ニーズが進むであろう3歳未満児の保育への対応を充実していくことを可能とする。

(2) 職員の配置について、効率的な配置が進み、そのことによって、今後さらにニーズが進むであろう、3歳未満児保育、障害児の保育などへの対応を図っていくことができる。

(3) 以上のことにより、現在の住民の多様化する保育ニーズへの対応を図り、もって次世代の育成支援とするものである。

8 特定事業の名称

- 807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業
- 823 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業
- 831 保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業
- 914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業
- 916 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業
- 921 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 幼児学園への子育て支援センターの併設

幼児学園においては、幼稚園と保育所の一元的な運用によって、保護者の多様化したニーズに対応していくものであるが、さらに、各幼児学園には子育て支援センターを併設し、次の子育て支援活動を実施する。

電話や面接による育児相談や情報提供の実施

子育てサークルの育成及び支援の推進

(2) 地域や団体による子育て支援活動の促進

都市化の進展や核家族化の進行によって、地域とのつながりが薄れる傾向にある。地域全体での子育て支援体制を推進するために、地域や団体活動の活性化を図るものとし、次の事業を実施する。

公民館活動等との連携による、高齢者と幼児及びその保護者の交流事業

母親クラブ等の指導者発掘と研修の充実

(3) 初等教育期における子育て支援対策

幼児学園による子育て支援体制を、引き続き初等教育期においても、子供の発達段階に応じた内容で継続し、一貫した次世代育成支援を実施していくものとし、次の事業を実施していく。

公民館や児童館の有効活用による、放課後児童健全育成事業の実施

公民館における学校週5日制に対応した事業の実施

別紙

1 特定事業の名称

807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、幼稚園と保育所の共用化施設を設置しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

町及び学校法人

(2) 事業が行われる区域

福岡町全域

(3) 特定事業の内容

幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について（平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号）に基づき、次の計画によって幼稚園と保育所の共用化施設である「幼児学園（仮称）」を設置する。

この「幼児学園」においては、幼稚園児と保育所児を区分することなく一元的に運営を行うものであり、幼稚園を主としては、幼稚園に在籍しない保育所児を含めて、教育・保育を行うものである。

(仮称) 福岡東部幼児学園

設置主体 学校法人

供用開始予定日 平成17年4月1日

整備方法

現山王幼稚園に隣接して、学校法人が施設を整備。また、福岡町が、現山王幼稚園を改修し、改修後はこれを学校法人に譲渡する。

本施設の供用後は、現在の大滝幼稚園については、この幼児学園に統合し、既存園舎はその用途を変更していく

(仮称) 福岡西部幼児学園

設置主体 福岡町

供用開始予定日 平成17年4月1日

整備手法

現西五位保育所を改修する。本施設の供用後は、現在の赤丸幼稚園及び淵ヶ谷幼稚園については、この幼児学園に統合し、既存園舎はその用途を変更していく。

(仮称) 福岡中央幼児学園

設置主体 福岡町

供用開始予定日 平成19年4月1日

整備手法

現福岡保育所を改修する。本施設の供用後は、現在の福岡幼稚園について、この幼児学園に統合し、既存園舎はその用途を変更していく。

5 当該規制の特例措置の内容

当町においては、少子化が進展していることから、幼稚園における一定の園児数が確保されない状況となっている。特に、地域間での較差が著しく、一学齢で10名を下回る場合もあり、一定規模の集団による保育が難しい幼稚園が増加している。(別紙資料)

また、女性の社会進出が著しく、保育所のニーズが著しく増加しており、幼稚園における一層の園児数の減少をきたしている。

よって、幼稚園における幼稚園児と保育所児との合同活動が必要となっている。

別紙

1 特定事業の名称

8 2 3 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、幼稚園と保育所の共用化施設を設置しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

町及び学校法人

(2) 事業が行われる区域

福岡町全域

(3) 特定事業の内容

幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について（平成 10 年 3 月 10 日文初幼第 476 号・児発第 130 号）に基づき、次の計画によって幼稚園と保育所の共用化施設である「幼児学園（仮称）」を設置する。

この「幼児学園」においては、幼稚園児と保育所児を区分することなく一元的に運営を行い、合同活動を実施するものであり、その場合に、幼稚園と保育所の保育室をそれぞれ別に用意することなく、1つの保育室を共用化できるものとする。

(仮称) 福岡東部幼児学園

設置主体 学校法人

供用開始予定日 平成 17 年 4 月 1 日

整備方法

現山王幼稚園に隣接して、学校法人が施設を整備。また、福岡町が、現山王幼稚園を改修し、改修後はこれを学校法人に譲渡する。

本施設の供用後は、現在の大滝幼稚園については、この幼児学園に統合し、既存園舎はその用途を変更していく

(仮称) 福岡西部幼児学園

設置主体 福岡町

供用開始予定日 平成 17 年 4 月 1 日

整備手法

現西五位保育所を改修する。本施設の供用後は、現在の赤丸幼稚園及び淵ヶ谷幼稚園については、この幼児学園に統合し、既存園舎はその用途を変更していく。

(仮称) 福岡中央幼児学園

設置主体 福岡町

供用開始予定日 平成 19 年 4 月 1 日

整備手法

現福岡保育所を改修する。本施設の供用後は、現在の福岡幼稚園について、この幼児学園に統合し、既存園舎はその用途を変更していく。

5 当該規制の特例措置の内容

当町においては、少子化が進展していることから、幼稚園における一定の園児数が確保されない状況となっている。特に、地域間での較差が著しく、一学齢で10名を下回る場合もあり、一定規模の集団による保育が難しい幼稚園が増加している。(別紙資料1)

また、女性の社会進出が著しく、保育所のニーズが著しく増加しており、幼稚園における一層の園児数の減少をきたしている。

こうしたことから、幼稚園と保育所の共用化に関する指針に基づく施設を設置し、次の要件の下で保育室の共用化を進めるものである。

それぞれの幼児学園において、共用化しようとする保育室の児童福祉施設最低基準との関係については、右のとおりである。いずれも、幼稚園児及び保育所児数の合計によって、児童福祉施設最低基準を満たすものである。

福岡東部幼児学園(平成17年度)

対象	室数	合計面積	幼稚園児と保育所児の合計数	児童福祉施設最低基準による必要な面積
3歳児	2	120m ²	45	89.1
4歳児	2	120m ²	45	89.1
5歳児	2	144m ²	45	89.1

クラス数は室数のとおり

福岡東部幼児学園(平成19年度、定員改定)

対象	室数	合計面積	幼稚園児と保育所児の合計数	児童福祉施設最低基準による必要な面積
3歳児	2	120m ²	45	89.1
4歳児	2	120m ²	50	99
5歳児	2	144m ²	50	99

クラス数は室数のとおり

福岡西部幼児学園

対象	室数	合計面積	幼稚園児と保育所児の合計数	児童福祉施設最低基準による必要な面積
3歳児	1	46.55m ²	20	39.6
4歳児	1	46.55m ²	20	39.6
5歳児	1	46.55m ²	20	39.6

クラス数は室数のとおり

福岡中央幼児学園

対象	室数	合計面積	幼稚園児と保育所児の合計数	児童福祉施設最低基準による必要な面積
3歳児	4	198.94m ²	30	178.2
4歳児			30	
5歳児			30	

クラス数は3を想定しており、現況の4室は、供用時までには3室に改修する。

職員の配置については、児童福祉施設最低基準による。

特定事業の「807 幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業」については、同時に認定申請を行っている。

事業に関与する主体において、幼児の教育・保育に直接従事する職員については、次

のとおりであり、いずれも幼稚園教諭及び保育士の資格の併有について問題がなく、兼職を発令する。

ア 町においては、従来から幼稚園と保育所の双方を公立で有しており、その間での人事交流を前提として、幼稚園教諭及び保育士資格の両方を有した職員を採用してきている。

イ 学校法人にあつては、「幼稚園教諭保育士養成所」を運営し、双方の資格取得のための機関を運営している。従って、元来より双方の資格を有した職員を配置し、又、自ら養成している。

幼児学園の日常運営プログラムについては、別紙資料2のとおりであり、合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿っている。

供用する保育室については、当該保育室で合同活動を行う幼稚園児及び保育所児の定員数で按分して管理する。

別紙

1 特定事業の名称

8 3 1 保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、幼稚園と保育所の共用化施設を設置しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

町及び学校法人

(2) 事業が行われる区域

福岡町全域

(3) 特定事業の内容

幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について（平成 10 年 3 月 10 日文初幼第 476 号・児発第 130 号）に基づき、次の計画によって幼稚園と保育所の共用化施設である「幼児学園（仮称）」を設置する。

この「幼児学園」においては、幼稚園児と保育所児を区分することなく一元的に運営を行う。すなわち、幼稚園と保育所の保育室をそれぞれ別に用意することなく、1つの保育室を共用化して、合同活動を行うものであるが、その場合に、幼稚園と保育所の共用面積を、幼稚園の認可面積に含めて計算することができるものとする。

(仮称)福岡東部幼児学園

設置主体 学校法人

供用開始予定日 平成 17 年 4 月 1 日

整備方法

現山王幼稚園に隣接して、学校法人が施設を整備。また、福岡町が、現山王幼稚園を改修し、改修後はこれを学校法人に譲渡する。

本施設の供用後は、現在の大滝幼稚園については、この幼児学園に統合し、既存園舎はその用途を変更していく

(仮称)福岡西部幼児学園

設置主体 福岡町

供用開始予定日 平成 17 年 4 月 1 日

整備手法

現西五位保育所を改修する。本施設の供用後は、現在の赤丸幼稚園及び淵ヶ谷幼稚園については、この幼児学園に統合し、既存園舎はその用途を変更していく。

(仮称)福岡中央幼児学園

設置主体 福岡町

供用開始予定日 平成 19 年 4 月 1 日

整備手法

現福岡保育所を改修する。本施設の供用後は、現在の福岡幼稚園について、この幼児学園に統合し、既存園舎はその用途を変更していく。

5 当該規制の特例措置の内容

当町においては、少子化が進展していることから、幼稚園における一定の園児数が確保されない状況となっている。特に、地域間での較差が著しく、一学齢で10名を下回る場合もあり、一定規模の集団による保育が難しい幼稚園が増加している。(別紙資料1)

また、女性の社会進出が著しく、保育所のニーズが著しく増加しており、幼稚園における一層の園児数の減少をきたしている。

こうしたことから、幼稚園と保育所の共用化に関する指針に基づく施設を設置し、保育室の共用化を進めるものであるが、この場合において、園舎の面積及び運動場の面積についての幼稚園設置基準の適用にあたり、幼稚園と保育所との共用部分全体を含めて計算するものである。

特定事業の「823 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」「921 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」については、同時に認定申請を行っている。

それぞれの幼児学園における施設の利用計画、合同活動を行う定員数及び園舎の面積については、次のとおりである。

福岡東部幼児学園(当初)

定員数		
合計	幼稚園児	保育所児
3~5歳	76	65
3歳未満		25

	面積	按分	
		幼稚園	保育所
共用化する保育室 8室	388.06	198.91	184.89
保育所専有部分	237.89		237.89
保育室以外の共用部分	1488.20	478.80	1089.33
合計	2602.32	677.71	1802.83

園児数による按分

専有部分の面積費で按分

831適用	1892.85
-------	---------

必要な園舎面積 8学級	720.00
-------------	--------

福岡東部幼児学園(定員改定後)

定員数		
合計	幼稚園児	保育所児
3~5歳	45	106
3歳未満		35

	面積	按分	
		幼稚園	保育所
共用化する保育室 4室	388.06	139.16	268.88
保育所専有部分	237.89		237.89
保育室以外の共用部分	1888.23	266.97	1203.66
合計	2266.62	406.72	1706.58

園児数による按分

専有部分の面積費で按分

831適用	1892.83
-------	---------

必要な園舎面積 4学級	520.00
-------------	--------

実際にはクラス数は3を想定しており、現況の4室は供用時までに3室に改修する。

運動場は幼稚園と保育所とで共用するものである。

福岡東部幼児学園及び福岡西部幼児学園については、いずれも 3,000 平方メートル以上の運動場を有している。

福岡中央幼児学園については、800 平方メートルの運動場を有している。

別紙

1 特定事業の名称

914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、保育所児及び幼稚園児の合同活動事業を行おうとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

町及び学校法人

(2) 事業が行われる区域

福岡町全域

(3) 特定事業の内容

幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について（平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号）に基づき、次の計画によって幼稚園と保育所の共用化施設である「幼児学園（仮称）」を設置する。

この「幼児学園」においては、幼稚園児と保育所児を区分することなく一元的に運営を行う。保育所を主とした場合、保育所の保育室において、保育所児のほかに幼稚園児を共同で保育するものである。

(仮称) 福岡東部幼児学園

設置主体 学校法人

供用開始予定日 平成17年4月1日

整備方法

現山王幼稚園に隣接して、学校法人が施設を整備。また、福岡町が、現山王幼稚園を改修し、改修後はこれを学校法人に譲渡する。

本施設の供用後は、現在の大滝幼稚園については、この幼児学園に統合し、既存園舎はその用途を変更していく

(仮称) 福岡西部幼児学園

設置主体 福岡町

供用開始予定日 平成17年4月1日

整備手法

現西五位保育所を改修する。本施設の供用後は、現在の赤丸幼稚園及び淵ヶ谷幼稚園については、この幼児学園に統合し、既存園舎はその用途を変更していく。

(仮称) 福岡中央幼児学園

設置主体 福岡町

供用開始予定日 平成19年4月1日

整備手法

現福岡保育所を改修する。本施設の供用後は、現在の福岡幼稚園について、この幼児学園に統合し、既存園舎はその用途を変更していく。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 要件の適合性

当町においては、少子化が進展していることから、幼稚園における一定の園児数が確保されない状況となっている。特に、地域間での較差が著しく、一学齢で10名を下回る場合もあり、一定規模の集団による保育が難しい幼稚園が増加している。(別紙資料1)

また、女性の社会進出が著しく、保育所のニーズが著しく増加しており、幼稚園における一層の園児数の減少をきたしている。

こうしたことから、幼稚園と保育所の共用化に関する指針に基づく施設を設置し、次の要件の下で保育所の保育室において、保育所児のほかに幼稚園児を合同で保育するものである。

それぞれの幼児学園において、共用化しようとする保育室の児童福祉施設最低基準との関係については、右のとおりである。いずれも、幼稚園児及び保育所児数の合計によって、児童福祉施設最低基準を満たすものである。

福岡東部幼児学園(平成17年度)

対象	室数	合計面積	幼稚園児と保育所児の合計数	児童福祉施設最低基準による必要な面積
3歳児	2	120㎡	45	89.1
4歳児	2	120㎡	45	89.1
5歳児	2	144㎡	45	89.1

クラス数は室数のとおり

福岡東部幼児学園(平成19年度、定員改定)

対象	室数	合計面積	幼稚園児と保育所児の合計数	児童福祉施設最低基準による必要な面積
3歳児	2	120㎡	45	89.1
4歳児	2	120㎡	50	99
5歳児	2	144㎡	50	99

クラス数は室数のとおり

福岡西部幼児学園

対象	室数	合計面積	幼稚園児と保育所児の合計数	児童福祉施設最低基準による必要な面積
3歳児	1	46.55㎡	20	39.6
4歳児	1	46.55㎡	20	39.6
5歳児	1	46.55㎡	20	39.6

クラス数は室数のとおり

福岡中央幼児学園

対象	室数	合計面積	幼稚園児と保育所児の合計数	児童福祉施設最低基準による必要な面積
3歳児	4	198.94㎡	30	178.2
4歳児			30	
5歳児			30	

クラス数は3を想定しており、現況の4室は、供用時までに3室に改修する。

職員の配置については、児童福祉施設最低基準による。

特定事業の「807 幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業」については、同時に認定申請を行っている。

事業に関与する主体において、幼児の教育・保育に直接従事する職員については、次のとおりであり、いずれも幼稚園教諭及び保育士の資格の併有について問題なく、兼職発令する。

ア 町においては、従来から幼稚園と保育所の双方を公立で有しており、その間での人事交流を前提として、幼稚園教諭及び保育士資格の双方を有した職員を採用してきている。

イ 学校法人にあっては、「幼稚園教諭保育士養成所」を運営し、双方の資格取得のための機関を運営している。従って、元来より双方の資格を有した職員を配置し、又、自ら養成している。

幼児学園の日常運営プログラムについては、別紙資料2のとおりであり、合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿っている。

供用する保育室については、当該保育室で合同活動を行う幼稚園児及び保育所児の定員数で按分して管理する。

別紙

1 特定事業の内容

9 1 6 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

福岡町及び福岡町教育委員会

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

福岡町及び福岡町教育委員会である。

(2) 事業が行われる区域

福岡町全域

(3) 特定事業の内容

幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について（平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号。以下「共用化指針」という。）に基づき、既存の2保育所及び5幼稚園を、3の共用化施設に統合するものである。

その際に、共用化施設への入所に係る申込み等に関する事務の開始時から、福岡町における幼稚園及び保育所の入所に関する事務は教育委員会に一元化して取り扱うものである。

具体的には、地方自治法第180条の2の規定に基づき、保育の実施に係る事務を、教育委員会に委任することとする。

5 当該規制の特例措置の内容

特区内における人口の状況や、女性の社会進出などによって、保育所のニーズが増大し、また、小規模な幼稚園の運営において困難が発生しているなどの状況の中で、幼稚園と保育所の共用化・一元化を推進することとしており、この場合にはその施設に係る事務について、次の理由によって、一元化していく必要がある。

それぞれの共用化施設においては、その園児は幼稚園部又は保育所部のいずれかに区分されることにはなるが、住民にとっては一つの施設であって、収入その他の家庭の状況によって入所に関する事務担当窓口等が変わることは、混乱を招くこと。

共用化指針においては、共通する施設管理業務について一元的な処理に努めるものとされていること。

なお、この場合には、町に「幼児学園運営連絡調整会議」を設置することで、民生部門と教育委員会との間での、密接な連携をもつものとする。

幼児学園運営連絡調整会議の構成員は、民生部門の長及び児童福祉担当、教育委員会学校教育部門の長及び幼児学園運営担当者とする。

幼児学園運営連絡調整会議においては、次の事項を執り行う。

- ・ 児童福祉施策全般の観点からの幼児学園運営の方針等の決定
- ・ 入所事務に関して、民生・児童委員との連携

- ・ 児童手当、乳幼児の医療費助成に係る事務等との間の必要な連絡調整
- ・ その他、幼児学園の運営に関して、民生部門との連絡が必要な事項

別紙

1 特定事業の名称

9 2 1 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、幼稚園と保育所の共用化施設を設置しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

町及び学校法人

(2) 事業が行われる区域

福岡町全域

(3) 特定事業の内容

幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について（平成 10 年 3 月 10 日文初幼第 476 号・児発第 130 号）に基づき、次の計画によって幼稚園と保育所の共用化施設である「幼児学園（仮称）」を設置する。

この「幼児学園」においては、幼稚園児と保育所児を区分することなく一元的に運営を行い、合同活動を実施するものであり、その場合に、幼稚園と保育所の保育室をそれぞれ別に用意することなく、1つの保育室を共用化できるものとする。

(仮称) 福岡東部幼児学園

設置主体 学校法人

供用開始予定日 平成 17 年 4 月 1 日

整備方法

現山王幼稚園に隣接して、学校法人が施設を整備。また、福岡町が、現山王幼稚園を改修し、改修後はこれを学校法人に譲渡する。

本施設の供用後は、現在の大滝幼稚園については、この幼児学園に統合し、既存園舎はその用途を変更していく

(仮称) 福岡西部幼児学園

設置主体 福岡町

供用開始予定日 平成 17 年 4 月 1 日

整備手法

現西五位保育所を改修する。本施設の供用後は、現在の赤丸幼稚園及び淵ヶ谷幼稚園については、この幼児学園に統合し、既存園舎はその用途を変更していく。

(仮称) 福岡中央幼児学園

設置主体 福岡町

供用開始予定日 平成 19 年 4 月 1 日

整備手法

現福岡保育所を改修する。本施設の供用後は、現在の福岡幼稚園について、この幼児学園に統合し、既存園舎はその用途を変更していく。

5 当該規制の特例措置の内容

当町においては、少子化が進展していることから、幼稚園における一定の園児数が確保されない状況となっている。特に、地域間での較差が著しく、一学齢で10名を下回る場合もあり、一定規模の集団による保育が難しい幼稚園が増加している。(別紙資料1)

また、女性の社会進出が著しく、保育所のニーズが著しく増加しており、幼稚園における一層の園児数の減少をきたしている。

こうしたことから、幼稚園と保育所の共用化に関する指針に基づく施設を設置し、次の要件の下で保育室の共用化を進めるものである。

それぞれの幼児学園において、共用化しようとする保育室の児童福祉施設最低基準との関係については、右のとおりである。いずれも、幼稚園児及び保育所児数の合計によって、児童福祉施設最低基準を満たすものである。

福岡東部幼児学園(平成17年度)

対象	室数	合計面積	幼稚園児と保育所児の合計数	児童福祉施設最低基準による必要な面積
3歳児	2	120㎡	45	89.1
4歳児	2	120㎡	45	89.1
5歳児	2	144㎡	45	89.1

クラス数は室数のとおり

福岡東部幼児学園(平成19年度、定員改定)

対象	室数	合計面積	幼稚園児と保育所児の合計数	児童福祉施設最低基準による必要な面積
3歳児	2	120㎡	45	89.1
4歳児	2	120㎡	50	99
5歳児	2	144㎡	50	99

クラス数は室数のとおり

福岡西部幼児学園

対象	室数	合計面積	幼稚園児と保育所児の合計数	児童福祉施設最低基準による必要な面積
3歳児	1	46.55㎡	20	39.6
4歳児	1	46.55㎡	20	39.6
5歳児	1	46.55㎡	20	39.6

クラス数は室数のとおり

福岡中央幼児学園

対象	室数	合計面積	幼稚園児と保育所児の合計数	児童福祉施設最低基準による必要な面積
3歳児	4	198.94㎡	30	178.2
4歳児			30	
5歳児			30	

クラス数は3を想定しており、現況の4室は、供用時までには3室に改修する。

職員の配置については、児童福祉施設最低基準による。

特定事業の「807 幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業」については、同時に認定申請を行っている。

事業に関与する主体において、幼児の教育・保育に直接従事する職員については、次

のとおりであり、いずれも幼稚園教諭及び保育士の資格の併有について問題がなく、兼職を発令する。

ア 町においては、従来から幼稚園と保育所の双方を公立で有しており、その間での人事交流を前提として、幼稚園教諭及び保育士資格の両方を有した職員を採用してきている。

イ 学校法人にあつては、「幼稚園教諭保育士養成所」を運営し、双方の資格取得のための機関を運営している。従って、元来より双方の資格を有した職員を配置し、又、自ら養成している。

幼児学園の日常運営プログラムについては、別紙資料2のとおりであり、合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿っている。

供用する保育室については、当該保育室で合同活動を行う幼稚園児及び保育所児の定員数で按分して管理する。